

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年 5月1日	令和4年 6月8日	請求内容のうち 3) 製品仕様書(高校別で策定されたのであれば2高校分のみでかまいません。) 4) 基盤地図情報の測量に該当していますので成果検定書	不存在		号 教育委員会 事務局	施設整備課
令和4年 5月2日	令和4年 5月16日	請求内容2・4のうち、教育委員会事務局教務部教職員人事担当の職員2名にかかる 2022年4月分の出勤簿および職員人事記録調書 請求内容3のうち、崎田稔晃の就業週報・月報(2022年3月分)	部分公開	1	号 教育委員会 事務局	施設整備課
令和4年 5月2日	令和4年 5月16日	2. 崎田稔晃の出勤簿(2022年4月分) 3. 崎田稔晃の年次有給休暇の取得状況。(2022年4月分)	不存在		号 教育委員会 事務局	教職員人事 担当
令和4年 5月10日	令和4年 6月23日	・事業起案書 ・仕様書 ・契約決裁書 ・見積書 ・特名契約理由書 他8件	部分公開	1 2	号 教育委員会 事務局	初等・中学 校教育担当
令和4年 5月20日	令和4年 6月3日	1) 令和3年10月12日の施設整備課のメールでは「法第6条に規定される測量に位置づけられるものです」とご説明いただきましたがどのような根拠に基づき「法第6条の測量」と規定されるのかその根拠資料。 2) 法第6条の測量ということですので法第46条第1項で規定された「別表6」を(国土交通省提出、国土地理院受付)あらかじめ提出されていると思いますので国土地理院の受付印が押印されました別表6の写し(存在すれば)。 国土地理院近畿地方測量部には令和元年以降、令和3年12月28日までは大阪市教育委員会の名前では提出されていない、とのご回答をいただいておりますが、他の名称(例えば大阪市、で)で提出されたのか、それとも全く提出されていないのであれば法に定められたことを守らなくて良いとする根拠資料。 3) 「今回の測量は土地の境界確定を主たる目的としており・・・よって公共測量(法5条)ではありません」とご説明いただきましたが法、若しくは準則の何条に境界確定は「公共測量ではない」と規定されていますでしょうか。準則第590条から第602条、いわゆる「法務局調査～復元～境界確認～承諾した権利者よりの署名捺印受領、土地境界確認書作成(いわゆる境界協議)」まですべて作業規定の準則に規定された測量です。また、境界確定に伴う測量はその測量の費用、実施主体者、既知点の種別(公共基準点か否か)から法第5条に該当するか判断されるものです。申請人が理解できていない法令等に基づいてご説明いただいたことと思いますのでその境界確定は公共測量ではない、断定されました根拠資料。 他3件	不存在		号 教育委員会 事務局	施設整備課
令和4年 5月24日	令和4年 6月7日	○体罰・暴力行為等に関する報告書(令和元年10月3日付け) ○体罰・暴力行為等に関する報告書(令和元年10月16日付け) ○教職員事故報告書(令和元年10月3日付け)	部分公開	1	号 教育委員会 事務局	初等・中学 校教育担当
令和4年 5月26日	令和4年 6月9日	大阪市立大正北中学校 昭和58年3月卒業(4期生)～平成3年3月卒業(13期生)作文「私の十年後」	不存在		号 教育委員会 事務局	初等・中学 校教育担当
令和4年 5月27日	令和4年 6月10日	【東淀工業高等学校】 境界測量精度管理表、境界点写真、測点間距離観測簿(計算簿) 【都島工業高等学校】 多角点網図、観測手簿、計算書、写真方向図、境界標写真	公開		号 教育委員会 事務局	施設整備課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年 5月27日	令和4年 6月10日	不動産登記測量業務委託(桜宮高等学校外11校)における東淀工業高等学校、及び都島工業高等学校に関しての以下の資料。 なお、令和4年4月3日付け公開請求でいただきました図面、資料は不要です。 2) 法令、及びこの業務の契約書、仕様書、特記仕様書(作業規程も含む)で規定されています資料。(契約書19条に規定の作業責任者と測量業務特記仕様書1-3に規定の主任担当者は同一でしょうか。違うのであれば作業責任者に関する資料がありませんでしたのでお願いいたします。)	不存在	号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和4年 5月31日	令和4年 6月14日	令和3年度 第1回指導力向上支援・判定会議会議要旨	公開	号	教育委員会 事務局	教職員人事 担当
令和4年 5月31日	令和4年 6月14日	(1) 令和3年度第1回判定会議資料(議案第1号) (2) 令和3年度第1回判定会議資料(議案第2号)	部分公開	1 号	教育委員会 事務局	教職員人事 担当